

## 特別会員への入会について（ご案内）

平成30年9月10日

一般社団法人日税連税法データベースに特別会員として入会するには、入会資格を有していることが条件となります。また、入会申込書類の提出等の手続が必要となります。特別会員の入会資格、入会申込手続等は以下のとおりです。

### 1. 入会資格

特別会員の入会資格を有する方は、次のいずれかに該当される方です。

- (1) 学校教育法の規定による大学（以下「大学」といいます。）の教授、准教授、講師及び助教並びにその職にあった方
- (2) 大学並びに税制に関する研究機関及びこれに所属する研究者
- (3) 弁護士
- (4) 大学院生
- (5) 本社団法人が定款に定める目的に合致すると特に認めた方

### 2. 入会申込手続

入会を希望される方は、入会申込書と誓約書（以下「入会申込書類」といいます。）を本社団法人に提出してください。

### 3. 利用料金

利用料金は、税別で月額 2,778 円、年額 33,334 円です。

ただし、大学及び研究機関は、税別で年額 333,334 円、大学院生は税込みで年額 18,000 円となります。

### 4. ID・パスワード

特別会員 1 人につき、1 つの ID・パスワードを付与します。大学及び研究機関に付与する ID・パスワードは、同時に 10 アクセスが可能です。

### 5. 入会の承認手続

特別会員として入会するには、本社団法人の常務理事会の承認を得る必要があります。会議日程によっては、入会の申し込みをされてから承認されるまでの間、時間がかかりますので、予めご承知おきください。

### 6. 利用に当たっての遵守事項

特別会員は、本社団法人が運営する税法データベースを利用することができます。ただし、大学及び研究機関は、教職員、研究者、学生など関係者に、施設以外の場で、取得した ID・パスワードを使用し、税法データベースを利用させることはできません。ID・パスワードの適正な使用について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 7. 入会申込書類請求・問い合わせ先

入会申込書類のご請求、ご不明な点のお問い合わせは、本社法人事務局までお願いいたします。

(03-5496-1195)